

文京区営住宅 空き家使用予定者募集案内

募集戸数 区分A(2人以上) 3戸
(白山四丁目アパート・本駒込二丁目アパート)
※「白山四丁目アパート」に空き家が発生しています。

区分B(3人以上)
(関口二丁目アパート)
※空き家はありませんが補欠者のみ募集します。

今回の募集にあたっては、使用予定者と補欠者を決定します。

補欠者は、使用予定者に使用者の資格が無い場合や辞退した場合、又は、今後1年以内(令和8年6月11日まで)に空き家が生じた場合に使用予定者となります。

申込期間

令和7年5月19日(月)

～6月2日(月)

申込方法
提出先
問合せ先

- 使用申込書に必要事項を記入し、下記提出先に郵送、又は、直接持参してください。
- 使用申込書の「抽せん番号のお知らせ」と「抽せん結果のお知らせ」に必ず85円分の切手を貼ってください。

(注) 申込みは1世帯につき1通です。区分A又はBのいずれかを選択してください。同一人の氏名を2通以上の使用申込書に記載するなど、重複申込みは無効となります。

<提出先・問合せ先>

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号
文京シビックセンター11階北側 文京区福祉住宅サービス
平日 午前9時から午後5時まで
電話 03-5803-1238

(注) 郵送の場合6月2日(月)までに必着

抽せん日
会場

令和7年6月12日(木)午前10時から

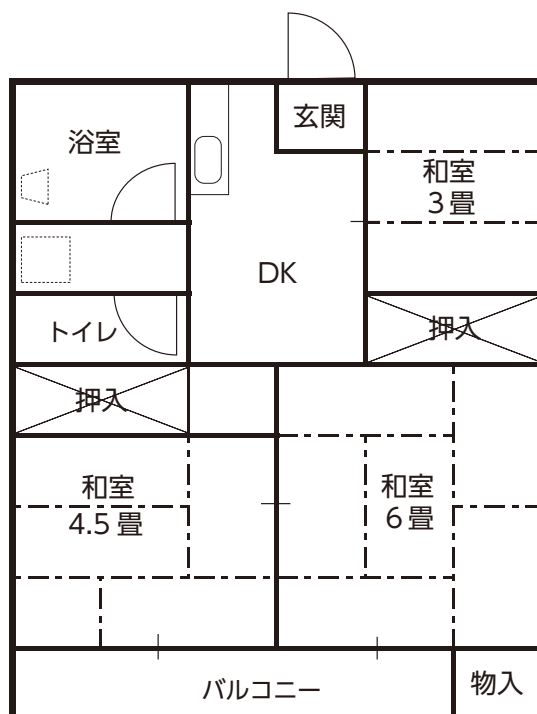
文京シビックセンター11階北側

福祉住宅サービス窓口

● 目次

- 標準間取り▶ 1 ページ
- 区営住宅の概要▶ 2 ページ
- 月額使用料（例）▶ 2 ページ
- 申込資格▶ 3 ページ
- 申込みから入居まで▶ 5 ページ
- 所得基準の見方▶ 6 ページ
 - A 給与所得の方▶ 8 ページ
 - B 事業等所得の方▶ 10 ページ
 - C 年金を受けている方▶ 12 ページ
 - D 特別控除について▶ 13 ページ
- 使用申込書の書き方（記入例）▶ 15 ページ
- 申込み受付場所▶ 18 ページ

● 標準間取り



「標準間取り」について

- ここに掲載されているものは、標準的な間取りです。バルコニーの形、左右反転タイプ等、住宅によって異なります。
- 住戸の方位は入居する部屋により異なります。

● 区営住宅の概要

区分	住 宅 名	住 所	建設年度	間取り・専用面積	総戸数	月額使用料
A (2人以上)	白山四丁目アパート	白山4-4-1~3	昭和46年度	3DK(6畳・4.5畳・3畳) 39.0㎡	39戸	下表ア
				2DK(6畳・4.5畳) 36.4㎡	15戸	下表イ
	本駒込二丁目アパート	本駒込2-12-29	昭和50年度	3DK(6畳・4.5畳・3畳) 42.3㎡ ※	8戸	下表ウ
B (3人以上)	関口二丁目アパート	関口2-2-11	昭和61年度	3DK(6畳・6畳・4.5畳) 63.2㎡	18戸	下表エ

※一部2DK(7.5畳・6畳)42.3㎡の住宅があります。

- 鉄筋コンクリート造3階建て。エレベーター、駐車場はありません。動物の飼育はできません。
- 台所の換気扇、浴室の浴槽及び風呂釜は付いています。
- 白山四丁目アパート1階及び2階の一部居室には、天井部にアスベスト含有建材が使用されているため、平成18年に膜天井システム工法による天井囲い込み工事を実施しています。

● 月額使用料（例）

世帯の所得、住宅の所在地域、住宅の広さ、建築年数等によって決まります。（入居後は、毎年収入申告書を提出していただき、収入を認定したうえで、翌年度の使用料を決定します。）

所得区分は3人世帯の例です。

区 分		特 別 区 分 世 帯					
		一 般 区 分 世 帯					
所 得 金 額		0円 }	2,008,001円 }	2,236,001円 }	2,428,001円 }	2,656,001円 }	2,992,001円 }
		2,008,000円	2,236,000円	2,428,000円	2,656,000円	2,992,000円	3,328,000円
予 定 使 用 料	ア	22,200円	25,700円	29,400円	33,100円	37,800円	43,700円
	イ	20,700円	23,900円	27,400円	30,900円	35,300円	40,800円
	ウ	24,600円	28,400円	32,500円	36,700円	41,900円	48,300円
	エ	38,400円	44,400円	50,800円	57,300円	65,400円	75,500円

※ 特別区分世帯については7ページをご覧ください。

- 住宅使用料の支払いは、口座振替となります。
- 一定の事由がある場合に、減免を受けることができます。
- この他に、共益費と住宅内で使用した光熱水費等の負担があります。

入居するには、次のものが必要になります。

- 保証金（使用料の2月分）
- 連絡先となる方（1名）

原則として、日本国内に住所を有する成年者で、使用者が入居する住宅に同居しない方

※連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、使用者が使用料等を滞納した場合に、使用者又はその相続人に対して使用料等を請求するにあたり、連絡することがあります。（連絡先となった方へ使用料等を請求することはありません。）

● 申込資格

申込みができる方は、申込日現在、次の(1)～(5)のすべてにあてはまる必要があります。

(1) 文京区内に居住していること

- ① 申込者本人が文京区内に引き続き1年以上居住する成年者（18歳未満の既婚者を含む。）で、そのことが住民票で証明できること。（外国人は、在留資格が確認できること。）
なお、18歳未満の既婚者には、入居手続きまでに入籍できる婚姻予約者を含みます。（18歳未満の婚姻予約者は、法定代理人（親）の同意が必要です。）
- ② 外国人は、①のほかに、日本に永住又は定住することを認められた方であること。
また、同居者は、日本で住民登録をしており、在留資格が確認できること。

(2) 2人以上(区分A)又は3人以上(区分B)の世帯であること

一緒に住んでいる親族（内縁関係、婚約者及び事実上親族と同様の事情にある者を含む。）と申し込むことが原則です。

※ 事実上親族と同様の事情にある者とは、「婚姻により生じる義務と同等の関係を有すると認められる同性の者（配偶者を有する場合を除く。以下「同性者」という。）」及び「里親に委託された児童」をいいます。当選者には、資格審査までに要件を満たしていることを確認できる公的書類（パートナーシップ宣誓書受領証、合意契約公正証書、委託決定通知書等）を提出していただきます。詳しくは、福祉住宅サービスへお問合せください。

- ① 申込日現在、別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 婚約者（資格審査までに入籍できること。）と申し込む場合
 - イ 同性者（資格審査までに公的書類が提出できること。）と申し込む場合
 - ウ 税法上の扶養関係にある者と申し込む場合
 - エ 独立して生計を営む二親等内直系血族〔申込者の父母、祖父母、子、孫〕又は二親等内直系姻族〔配偶者（同性者を含む。）の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者（同性者を含む。）〕であること。ただし、入居しようとする世帯が、4ページの高齢者世帯及び障害者世帯の場合は、三親等内とします。
- ② 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（又は妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- ③ 次のように家族を分離して申込むことはできません。
 - ア 夫婦が別居する申込み
 - イ 結婚、転勤、就職等の理由がなく、現に同居している方を除いた申込み※申込み後は、申込者及び同居者の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）

(3) 世帯の所得が基準内であること

申込世帯の所得の合計が、7ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。⇒6～14ページを参考にして、あなたの世帯の所得金額を確認してください。

(4) 申込者及び同居者が暴力団員でないこと

暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員でないことを確認するため、警視庁へ照会する場合があります。

(5) 現に住宅に困窮していること

申込者及び同居者に、住宅又は土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方及び借地上の住宅に共有持分がある方を含む。）、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅及び公営住宅）の名義人がいる場合は、申し込むことはできません。ただし、次の場合は申し込むことができます。

① 不動産所有者

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有しており、その住宅を取り壊す予定である。

※入居資格審査の際に、家屋の解体契約書等を、入居後2月以内に、家屋の解体を証明する閉鎖事項証明書を提出していただきます。

イ 正当な事由による立退要求等により、住宅又は土地の所有者でなくなる（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

※入居資格審査の際に、所有権移転を証明する登記事項証明書を提出していただきます。

② UR賃貸住宅・公社住宅及び公営住宅の名義人は、次の区分に該当する場合に限り、申し込むことができます。

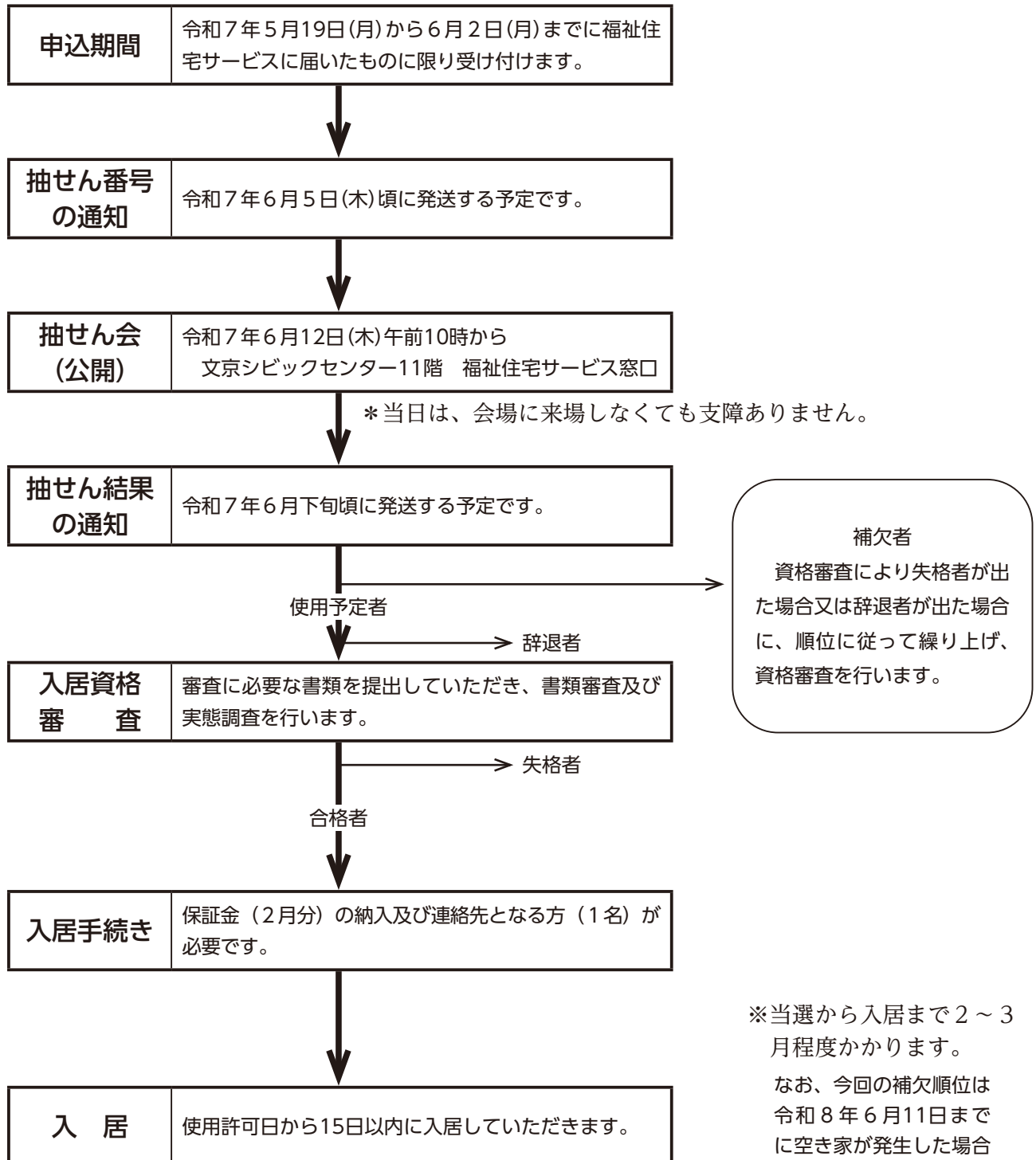
住宅	区 分	資 格 要 件
UR 賃 貸 住 宅 ・ 公 社 住 宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担が年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上
	UR・公社の建替え	現に居住する住宅の建替えが決定している場合 →資格審査の際に、UR・公社の証明書を提出していただきます。
	ひとり親世帯	申込者が配偶者（内縁、婚約者及び同性者を含む。）がいない方で、同居者全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上でかつ、同居者全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（内縁、婚約者及び同性者を含む。） イ 60歳以上の方 ウ 18歳未満の児童
	障害者世帯	申込者又は同居者が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度又は中度の知的障害者（「愛の手帳」の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	同居者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営住宅に入居できること。
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給世帯	申込日現在、生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
公営住宅	住宅が狭い	現在居住している住宅の住戸専用面積が5ページの入居資格基準（※）にあてはまること。

※ 入居資格基準

入居人数	住戸専用面積（壁芯）	入居人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

*バルコニーは含みません。

● 申込みから入居まで



※当選から入居まで2～3月程度かかります。

なお、今回の補欠順位は令和8年6月11日までに空き家が発生した場合に有効となります。

● 所得基準の見方

(1) 所得の種類を確認しましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナス等の所得です。

例えば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者等の所得をいいます。

なお、「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なります。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得です。

例えば、自営業、外交員等の所得をいいます。

確定申告書で確認してください。

年金所得とは

厚生年金、老齢年金、国民年金、共済年金等の所得です。

なお、個人年金は、税法上「雑所得」であり、「年金所得」ではなく「事業等所得」になります。

↓
A 8～9ページをご覧ください

↓
B 10～11ページをご覧ください

↓
C 12ページをご覧ください

★所得にならないもの

① 次の収入は所得になりません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得

② 給与所得及び事業所得は、過去に収入があっても、申込期間の時点で退職又は廃業により収入がない場合は、その収入に限り所得になりません。

※入居資格審査で、状況を証明する資料を提出していただきます。

(2) 申込者及び同居者の所得の合計はいくらですか？

収入がある方の 名前	①総収入	②所得－③特別控除（2）＝④個人所得 ※マイナスになる場合は0円	
	円	—	= 円
	円	—	= 円
	円	—	= 円
	円	—	= 円
	円	—	= 円
合計		⑤所得合計 円	

⑤所得合計

⑥特別控除（1）

⑦差引所得金額

円	—	円	=	円
---	---	---	---	---

① 8～12ページで個人の総収入額を確認します。

② 8ページ（給与所得）・12ページ（年金所得）の計算式に①総収入をあてはめて、区営住宅の個人所得を確認します。

③ 13ページの個人に係る特別控除を確認します。

④ 個人所得を計算します。

⑤ 各個人所得を合算し、世帯の所得合計を計算します。

⑥ 14ページの世帯に係る特別控除を確認します。

⑦ 差引所得金額を計算します。

①総収入

②所得

③特別控除（2）

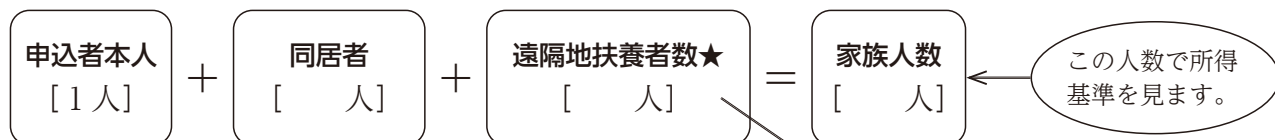
⑥特別控除（1）

⑦差引所得額

は15ページ（使用申込書の書き方）を参考にして、使用申込書に記入してください。

(3) 家族人数は何人ですか。

所得基準表の「家族人数」とは、



出産する予定であっても、申込期間内に生まれていなければ、その胎児は家族人数には含まれません。

※使用申込書には住宅に入居しようとする方のお名前をご記入ください。

★遠隔地扶養者とは

区営住宅に入居はしないが、申込者又は同居者の所得税法上の扶養親族をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養している場合です。勤務先や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

(4) 所得基準表

世帯の家族人数、申込みする家族全員の所得金額を次の表にあてはめて、確認してください。

家族人数※	所 得 金 額	
	一般区分世帯	★特別区分世帯
2 人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3 人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4 人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5 人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円

※ 家族人数が6人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★特別区分世帯とは

① 障害者を含む世帯

申込者又は同居者が次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ 重度又は中度の知的障害者（「愛の手帳」の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

② 60歳以上の世帯

申込者が60歳以上で、同居者全員が、ア 60歳以上、イ 18歳未満のいずれかに該当すること。

③ 高校修了期までの子がいる世帯

同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいること。

④ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者又は同居者が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

⑤ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者又は同居者が海外からの引揚者で、日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。）

⑥ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者又は同居者がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

A 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト・事業専従者等）

① 現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月2日以降の方

現在の勤め先でのあなたの
月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞 与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和6年1月2日以降で12か月分の収入がある方
令和7年4月からさかのぼって12か月分の収入額を左表で合計して推定年収を計算してください。

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和6年1月2日以降で12か月分の収入がない方
実際に支払いを受けた収入額を左表で合計してから月額平均を出し、12倍して推定年収を計算してください。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で1か月分の給与が支給されていない方
基本給、家族手当、住宅手当等の毎月必ず支給される固定的給与を12倍します。

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算した後で所得金額に換算してください。

※休職期間がある場合は、福祉住宅サービスへお問合せください。

6 ページ (2)
「①総収入」に記入

①で求めた推定年収を区営住宅の所得金額に換算します。

次の区分に従って、次ページの「総収入額を区営住宅の所得金額に換算する計算式」にあてはめて換算してください。

(1) 推定年収が0円～1,627,999円の方

(2) 推定年収が1,628,000円～6,599,999円の方

12か月分の収入額を端数整理してから、次ページ表の「総収入額」に対応する計算式で所得を計算します。

【端数整理の仕方】

$$\boxed{12 \text{ か月分の収入額}} \div 4 = \boxed{A} \rightarrow 1,000 \text{ 円未満を切り捨てた額}$$

||
端数整理後の額

(3) 推定年収が6,600,000円～8,499,999円の方

② 現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月1日以前の方

【源泉徴収票がある方】

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	文京区春日 1-16-21		(受給者番号)																	
				(個人番号)																	
				(役職名)																	
				氏名		(フリガナ) プンキョウ タロウ															
				文京 太郎																	
種別		支払金額				給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額							
		内 千 円				千 円				千 円 内 千 円				千 円							
		2386998				1488800															
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数				障害者の数 (本人を除く。)				非居住者である親族の数					
有 徒有		老人		特 定 老 人 その他				人 人 人 人				特 別 その他				人 人 人 人					

6ページ(2)
「①総収入」
に記入

6ページ(2)
「②所得」
に記入

←この金額から100,000円を引いた金額を「所得」の欄に記入してください。

※給与所得と年金所得の両方がある方や休職期間がある方は福祉住宅サービスへお問合せください。

【源泉徴収票がない方】

令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。
申込書の「総収入」の欄に記入し、上段の計算式で総収入額を所得金額に換算します。

総収入額を区営住宅の所得金額に換算する計算式

6ページ(2)
「②所得」に記入

前ページの推定年収に対応して所得を計算します。

	総収入額	税法上の所得金額	区営住宅の所得金額
	550,999円まで	0円	0円
	551,000円～1,618,999円	総収入額－550,000円	税法上の所得金額－100,000円
(1)	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	969,000円
	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	970,000円
	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	972,000円
	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	974,000円
(2)	1,628,000円～1,803,999円	端数整理後の額×2.4＋100,000円	税法上の所得金額－100,000円
	1,804,000円～3,603,999円	端数整理後の額×2.8－80,000円	
	3,604,000円～6,599,999円	端数整理後の額×3.2－440,000円	
(3)	6,600,000円～8,499,999円	総収入額×0.9－1,110,000円	

B 事業等所得の方（自営業・外交員等）

1 現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前で確定申告をしている方

(1) 所得証明書類 (納税通知書、課税証明書等)

例：納税通知書

■特別区民税・都民税納税通知書

※自営業の方など、住民税を納付書により納付される方に対して例年6月頃に区市町村より送付されるもの

特別区民税・都民税納税通知書 (公)

整理番号

以下のとおり通知します。

課税地

税 考

課税される所得金額 (①～⑤)	特別区民税額	都民税額	税率等については、裏面に記載してありますので、ご確認ください。	
① 所得：山林・遺業 ② 所得：退職所得 ③ 所得：雑所得 ④ 所得：雑所得 ⑤ 所得：雑所得			(P1) 税率等については、裏面に記載してありますので、ご確認ください。 (P2) ①②、③④、⑤⑥のいずれか一方の税率、または①②③④⑤⑥の平均税率	
(1) 小計				
(2) 税額控除等合計額				
(3) 所得税額 (①) - (2)				
(4) 均等割額				
(5) 年税額 (③ + (4))	(6) 特別徴収額 (給与)	(7) 特別徴収額 (会費年金)	(8) 普通徴収課税済額	(9) 引当普通徴収税額

(P3) 年税額は、特別区民税と都民税ごとに100円未満を切り捨てた額の合計額です。

期 別	第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分	第 4 期 分	随 時 期
★特別徴収税額					
税 額					
(10) 引当普通徴収税額					
納 付 額					
納 付 額					

上記金額の内訳は、別紙の「特別区民税・都民税内訳書」の①、②、③の該当箇所をご確認ください。

◎ 税額（納付額）が変更になった場合は、先に送付した納付書を差し替えてください。

公的年金に係る特別徴収（年金からの引き落とし）の税額

支払主の氏名 公的年金の種類

徴収月	通知済額 (円)	徴収月	特別徴収税額 (円)	徴収月	次年度上半期税額 (円)

公的年金に係る特別徴収税制度が平成21年度から導入されました。

6 ページ(2)「②所得」に記入

例：課税証明書

特別 区 民 税 ・ 都 民 税				課 税 証 明 書			
賦課期日住所 文京区春日1丁目1番10-101号							
氏 名 文京 花子							
相当年度	令和 7 年度 (令和 6 年中)	控 除 額	課 税 額	課 税 額	課 税 額	課 税 額	課 税 額
所得の内訳	給与所得	(収入金額)	円	医療費控除額	円	上記以外の課税所得金額	円
	年金所得	所得金額	円	社会保険料控除額	円	区民税 所得割額	円
		(収入金額)	円	規模企業共済等控除額	円	均等割額	円
		所得金額	円	生命保険料控除額	円	都民税 所得割額	円
	*****	円	地震保険料控除額	円	均等割額	円	
	*****	円	配偶者控除額	円	年税額	円	
	*****	円	配偶者特別控除額	円	参 考 扶養人数 特定扶養 老人 人 (内同居 人) その他扶養 16歳未満 人 障害者 特別 人 (内同居 人) 普通 人 本人該当		
	*****	円	扶養控除額	円			
	*****	円	扶養障害者控除額	円			
	*****	円	本人該当控除額	円			
*****	円	基礎控除額	円				
*****	円	調整控除額	円				
合計 所得金額	円	得税控除額合計	円	記載の所得金額は以下の金額の差し引き後の金額です。 調整控除額 (区 円、都 円) 所得内訳控除額 (区 円、都 円)			

合計所得金額は、分離課税所得の特別控除前の金額が含まれます。
*の項目は証明しないことを示します。

備考:

上記の通り相違ないことを証明します。

令和 6 年 1 月 4 日

文京区長

印公

課税証明書は、シビックセンター10階税務課、2階戸籍住民課、地域活動センター（礪川を除く）区民サービスコーナーで取得できます。（マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストアでも取得できます。）

(2)確定申告書Bの控え

(地代家賃の内訳が分かる収支内訳書又は青色申告決算書を含む)

＜収支内訳書又は
青色申告決算書＞

家賃以外の管理費、共益費等の金額を提出時に確認します。家賃を経費計上していない場合は空欄のままで提出してください。

2 上記1以外の方 下の表に従って12か月分の所得金額を計算してください。

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

営業した年月	収入	必要経費	所得金額
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
合計 か月(A)	所得金額計		円(B)

※病気等により1か月分に満たない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

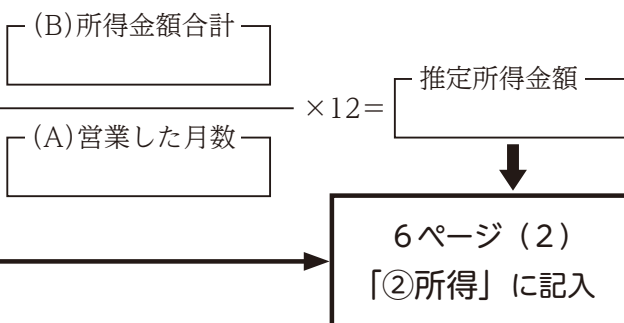
※家賃を経費計上している場合はその内訳を申込時に確認します。

●左表に該当する1年分の必要事項を記入してください。

(1) 確定申告をしていないが、令和6年1月1日以前に現在の事業を始めた方
令和6年1月から令和6年12月まで
※入居資格審査までに確定申告していることが必要です。

(2) 現在の事業を始めた日が、令和6年1月2日～令和6年6月1日までの方
令和6年6月から令和7年5月まで

(3) 現在の事業を始めた日が、令和6年6月2日以降の方
事業を始めた翌月から令和7年5月まで
※下の計算式で1年分の所得金額を計算してください。



C 年金を受けている方

厚生年金、老齢年金、国民年金、共済年金、年金基金等の年金収入が対象です。遺族年金、障害年金は対象外です。また、個人年金は、確定申告で申告した金額を事業等所得に加算してください。

令和6年1月から令和6年12月までに支払いを受けたすべての年金等を合計し、「所得金額」に換算します。

①令和5年12月以前から年金を受けていて、変更のない方

「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」等で支払金額を確認してください。

令和 6 年分 公的年金等の源泉徴収票		
支払を受ける者	住所又は居所	
	(フリガナ)	
	氏名	
区 分	支 払 金 額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円
所得税法第203条の3第7号適用分		円

支払金額を合計した額を記入してください。

②令和6年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」等の金額を年額とし、下表で区営住宅の所得金額に換算してください。

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	基礎年金番号	年金コード
年金		

6 ページ (2)
「①総収入」
に記入

6 ページ (2)
「②所得」
に記入

下表で計算した所得金額を記入してください。

年金収入を区営住宅の所得金額に換算する計算式

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	区営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000 円まで	0 円	0 円
	1,100,001 円～ 3,299,999 円	年金収入額－ 1,100,000 円	税法上の所得金額－ 100,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	年金収入額× 0.75 － 275,000 円	
65歳未満	600,000 円まで	0 円	0 円
	600,001 円～ 1,299,999 円	年金収入額－ 600,000 円	税法上の所得金額－ 100,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	年金収入額× 0.75 － 275,000 円	

◎ 4,099,999 円を上回る方や年金の他に収入がある方は、福祉住宅サービスへお問合せください。

D 特別控除について

申込者又は同居者に所得がある場合で、次の「控除の種類」にあてはまる場合は、
(1) の場合は申込世帯の合計所得金額から、(2) の場合はその方の所得金額から、
それぞれの特別控除金額を差し引きます。

(1) 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの(申込者・同居者・遠隔地扶養者が対象です。)

控除の 種 類	特別控除 金 額	特別控除を受けられる方
㊦老人 扶 養 控 除	1人につき 10万円	申込みのとき、所得税法上の扶養親族又は同一生計配偶者で 70歳以上の方
㊧特定 扶 養 控 除	1人につき 25万円	申込みのとき、所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の方
㊨ 障害者 控 除	1人につき 27万円	1 愛の手帳3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳3級～6級の方 4 戦傷病者手帳第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で、上記1又は3と同程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方
㊩ 特 別 障害者 控 除	1人につき 40万円	1 愛の手帳1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳1級・2級の方 4 戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で、上記1又は3と同程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方

(1) の特別控除金額の合計

万円



6ページ(2)

「㊩特別控除(1)」
に記入

※「㊩特別障害者控除」を受ける方は「㊨障害者控除」をあわせて受けることはできません。

(2) 特別控除を受ける方に所得がある場合、その方の所得金額から差し引くもの

(申込者・同居者が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
④ 寡婦控除	27万円	1 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次の①と②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が5,000,000円以下の方 ②扶養親族を有する方 2 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が5,000,000円以下の方（扶養親族又は生計を一にする子がいない方もあてはまります。）
⑤ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次の①と②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が5,000,000円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

(2) の特別控除金額

万円



6 ページ (2)

「③特別控除(2)」

に記入

- ※ 特別控除を受ける方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額を差し引きます。
- ※ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係や婚約者がいない場合をいいます。
- ※ 「生計を一にする子」とは、他者の控除対象配偶者又は扶養親族ではない、かつ年間所得金額が480,000円以下の場合をいいます。
- ※ 「⑤ひとり親控除」を受ける方は、「④寡婦控除」をあわせて受けることはできません。

こんなときは・・・

1 「申込み後に、住所が変わってしまった」

最寄りの郵便局に「転居届」を提出して、福祉住宅サービスからの通知を受け取れるようにしてください。(福祉住宅サービスにご連絡いただいても住所変更はいたしません。)

2 「抽選番号・抽選結果の通知が送られてこない」

切手を貼っていない場合や金額が不足している場合は、抽選番号等の通知をお送りできません。はがきが届かない場合は、福祉住宅サービスへお問合せください。

3 「資格審査対象者となった後に住所が変わってしまった」

最寄りの郵便局に「転居届」を提出して、通知を受け取れるようにしてください。あわせて、福祉住宅サービスへご連絡ください。また、転居前の住宅の賃貸借契約書等は廃棄せずに保管しておいてください。

文京区福祉住宅サービス 電話 03-5803-1238



使用申込書の書き方（記入例）

別記様式第1号（第3条関係）

太線内と裏面を書いてください。

抽選番号

区 営 住 宅 使 用 申 込 書

令和7年 月 日

文京区長 殿

私は、文京区営住宅条例に基づく区営住宅を使用したいので、申し込みます。

申 込 者	郵便番号	112-0003	自宅電話番号	5803-1238
	住所	文京区 春日 1丁目 16番 21号 春日 方・ <u>荘</u> ・アパート 号室		
	フリガナ氏名	フンキョウ 文京 氏 タロウ 太郎 名		

区分（A又はBのいずれかに○）
A・B

住宅に入居しようとする世帯の構成						
フリガナ氏名	続柄	生年月日 (年齢)	職業	年収額		現在働いている勤務先・事業所の名称
				総収入	所得	
申込者	本人	大・ <u>昭</u> ・平・令 41年 5月 1日 (59歳)	会社員	円 2,386,998	円 1,488,800	名称 文京(株) 電話番号 3812-7111 (就職)又は開業日 平成20年 6月 1日
フンキョウハナコ 文京 花子	妻	大・ <u>昭</u> ・平・令 49年 3月 2日 (51歳)	なし	円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
フンキョウ アイ 文京 愛	子	大・昭・ <u>平</u> ・令 17年 11月 9日 (19歳)	なし	円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
フンキョウ 文京 ふみ	母	大・ <u>昭</u> ・平・令 15年 8月 1日 (84歳)	なし	円 880,000	円 0	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
		大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
		大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日
計 4 人	特別控除金額			△ 円 100,000	特別控除対象者 種類 文京 ふみ 老人扶養	
	差引所得金額			円 1,388,800	入居しないが、申込者又は同居者が所得税法上扶養している親族の数（遠隔地扶養） 0人	

（注）ここに記入された入居しようとする世帯の変更は認めません。

申込みに当たっては、以下の事項を誓約し、又は同意します。

- この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者（同居しようとする者を含む。以下「申込者等」という。）が暴力団員であるときは、使用予定者の決定又は使用の許可を取り消されても異議がないこと。
- この申込書の記載内容について確認するため、住民記録の情報、税の情報、その他文京区が有する申込者等の情報について、所管課へ照会すること。

確認の上、署名してください。
- 使用の許可を受けた後に、申込者等が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すこと。
- 申込者等が暴力団員であるか否かを確認するため、警視庁へ照会がなされること。

申込者氏名 文京 太郎

（裏面も記入してください。）

1 文京区居住年数 5 年

2 現在あなたの住宅に住んでいる人の人数 4 人
(本人も含む。)

3 住宅の種類

ア 自宅の持家	イ 親兄弟の家
ウ 戸建の貸家	エ 賃貸マンション
オ 賃貸アパート	カ 社宅・寮
キ UR賃貸住宅	ク 都民住宅
ケ 公社住宅	コ 都営住宅

4 住宅の規模 2 K・**DK**・LDK
※1K、2DK等と書いてください。

各居室の畳数 (**6** 畳、**6** 畳、 畳)

※住宅が狭いことを理由とした、公的住宅からの申込みの方のみ書いてください。住戸専用面積 ㎡

5 家賃 月額 **90,000** 円

6 申込家族の中に土地・建物の所有者がいますか。
ア いる イ いない

7 住宅に困っている理由

(1) 家賃が高い。
(2) 環境が悪い。
(3) 住宅が狭い。
(4) 設備が不十分である。
(5) 災害の危険がある。
(6) 立ち退きの要求を受けている。
(7) 住宅が老朽化している。
(8) 他の世帯と同居している。
(9) 結婚するため
(10) その他（具体的に書いてください。）

氏 名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡婦	ひとり親	障害者又は特別障害者	障 害 の 程 度
	文京 ふみ					種 級 度
						種 級 度

1 家族（申込者を含む。）の収入について記入してください。

収入のある人の氏名	収入の種類（2つ以上の場合は該当するもの全部）								
文京 太郎	ア	給与	イ	事業所得	ウ	年金	エ	その他（	）
文京 ふみ	ア	給与	イ	事業所得	ウ	年金	エ	その他（	）
	ア	給与	イ	事業所得	ウ	年金	エ	その他（	）
	ア	給与	イ	事業所得	ウ	年金	エ	その他（	）

ア 生活保護を受けている。
イ 失業中である。
ウ 仕送りなどで生活している。
エ その他（ ）

切手を貼っていないもの、金額が不足しているものは、抽せん番号等の通知ができません。抽せん番号の電話等による照会にご遠慮ください。

郵便はがき

112-0003

85円分の切手を必ず貼ってください。

(住所)

文京区 春日 1-16-21

(氏名)

文京 太郎 様

太線内のみ記入してください。

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京区福祉住宅サービス

電話 03-5803-1238

申込区分	抽せん番号
①・B	

太線内のA又はBに○印をしてください。

郵便はがき

112-0003

85円分の切手を必ず貼ってください。

(住所)

文京区 春日 1-16-21

(氏名)

文京 太郎 様

太線内のみ記入してください。

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京区福祉住宅サービス

電話 03-5803-1238

申込区分	抽せん番号
①・B	

太線内のA又はBに○印をしてください。

(切りはなさないで下さい)

《注意事項》

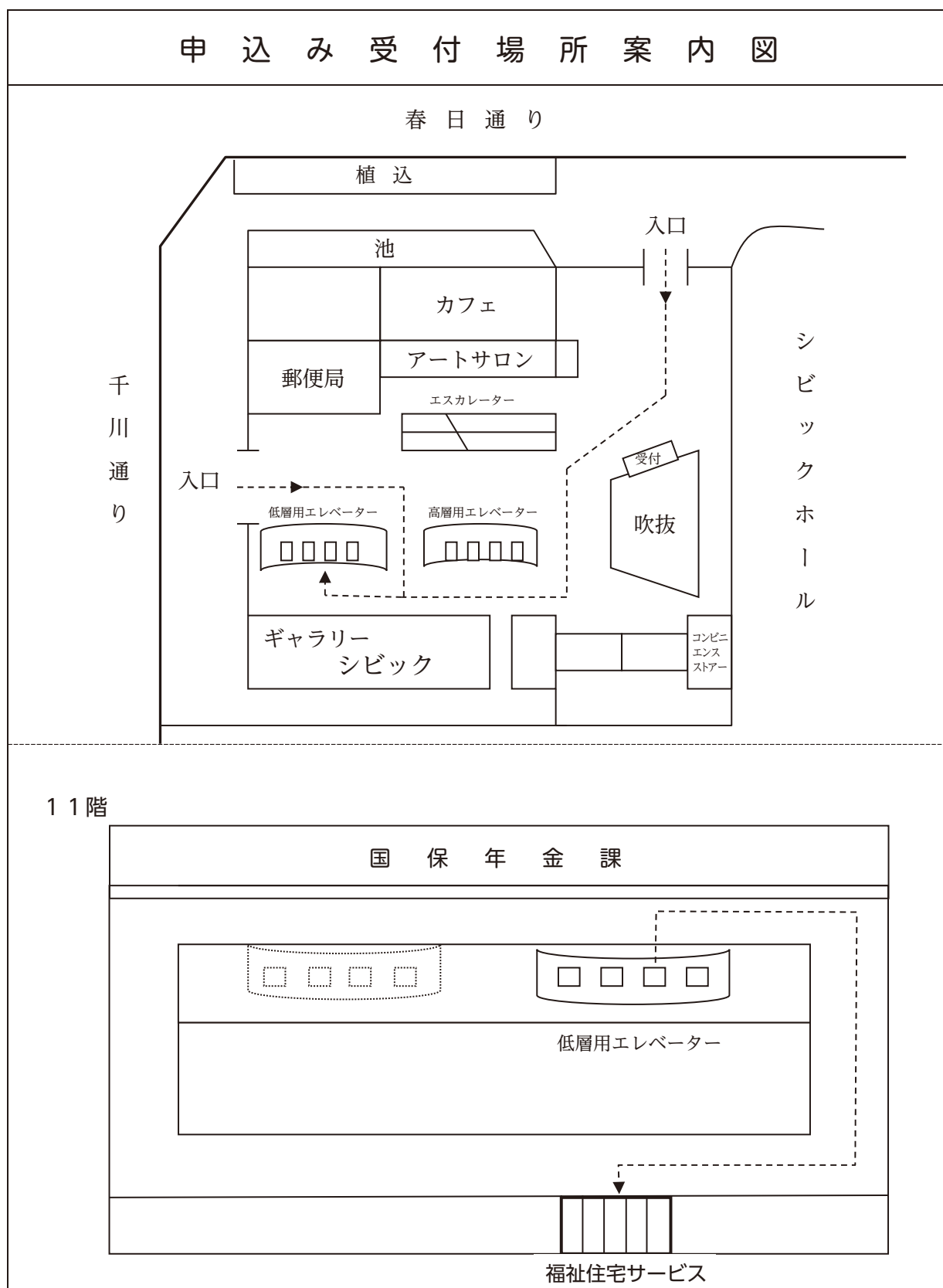
- 1 申込みには、「使用申込書」のほかに、「抽せん番号のお知らせ」と「抽せん結果のお知らせ」用のはがきを提出してください。
- 2 はがき2枚には、住所、氏名を記入し、85円分の切手を必ず貼ってください。
- 3 申込みは1世帯につき1通です。重複申込みをしたときは無効とします。申込用紙に不備がある場合は受付できません。

文京区内郵便番号

オ 大塚 112-0012	セ 千石 112-0011	ホ 本駒込 113-0021
音 羽 112-0013	千駄木 113-0022	本郷 113-0033
カ 春日 112-0003	ニ 西片 113-0024	ム 向丘 113-0023
コ 小石川 112-0002	ネ 根津 113-0031	メ 目白台 112-0015
後楽 112-0004	ハ 白山 113-0001	ヤ 弥生 113-0032
小日向 112-0006	(1丁目)	ユ 湯島 113-0034
ス 水道 112-0005	白山 112-0001	
セ 関口 112-0014	(2～5丁目)	

● 申込み受付場所

文京区福祉住宅サービス(文京シビックセンター11階北側)へ
低層用エレベーターで11階へお越しください。



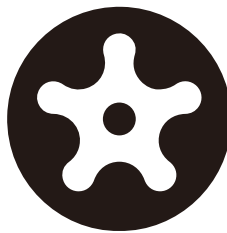
入居資格に関する基準日一覧表

本募集案内の説明にある年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
区内に1年以上居住	2024年	令和6年	申込日以前から文京区に居住している
16歳以上、23歳未満	2002年	平成14年	6月4日以降の生まれから
	2009年	平成21年	6月3日以前の生まれまで
60歳以上	1965年	昭和40年	6月3日以前の生まれ
65歳未満	1960年	昭和35年	6月4日以降の生まれ
65歳以上	1960年	昭和35年	6月3日以前の生まれ
70歳以上	1955年	昭和30年	6月3日以前の生まれ



紋章



シンボルマーク

申込受付・問合せ先

文京区福祉住宅サービス

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京シビックセンター11階北側

電話 03 - 5803 - 1238